

介護予防支援業務の一部再委託状況

介護予防支援業務の一部再委託に関する承認基準について

《承認要件》

○ 再委託した指定居宅介護支援事業所は次の基準を満たしていることとする。

〈必須要件〉

- 1 指定居宅介護支援事業所として指定を受けていること。
- 2 介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。

〈必須要件以外の基準〉

基本として、地域包括支援センターと同一又は隣接した圏域（他市町村含む。）に所在していること。ただし、基本要件だけでは対応できない事例もあることから、例外として、再委託できる基準を設定する。

例 住民票の住所地は本市であるが他市町村に居住している要支援者、又は、住所地特例施設
外 に入居している本市被保険者である要支援者について、居住地の指定居宅介護支援事業所
① に委託する場合

自宅（住所地）は青森市にあるが、弘前市の身内宅に居住している方、また、住所地特例で
（例） 弘前市の施設に入所している方について、弘前市の事業所へ介護予防ケアプランの作成等を委託する場合

例 地域包括支援センターと同一又は隣接した圏域以外に所在する有料老人ホーム等施設に入
外 所・通所する要支援者に対し、円滑な介護予防支援を行うため、当該施設が所在する圏域
② 内にある指定居宅介護支援事業所に委託する場合

（例） 自宅（住所地）から離れた圏域にある有料老人ホームに入所している方について、その施設が所在する圏域内にある事業所へ介護予防ケアプランの作成等を委託する場合

例 地域包括支援センターと同一又は隣接した圏域以外に所在する指定居宅介護支援事業所か
外 ら過去に居宅介護支援を受けていた要支援者に対し、円滑な介護予防支援を行うため、要
③ 支援者が利用していた同一の指定居宅介護支援事業所に委託する場合

（例） 「要介護」から「要支援」に認定変更となった方で、「要介護」の時に利用していた事業所であり、引き続き同じ事業所へ介護予防ケアプラン作成等を委託する場合

例 同一圏域かつ隣接圏域内の居宅介護支援事業所に再委託ができない場合で、居宅介護支援
外 事業所が所在する圏域または隣接圏域の地域包括支援センターと再委託契約している事業
④ 所の場合

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部再委託状況

圏域 No.	地域包括支援センター名	令和5年度 再委託した 事業所数 (R6.3.31)
1	地域包括支援センターおきだて	18
2	地域包括支援センターすずかけ	17
3	中央地域包括支援センター	36
4	東青森地域包括支援センター	22
5	南地域包括支援センター	25
6	東部地域包括支援センター	10
7	おおの地域包括支援センター	21
8	地域包括支援センター寿永	12
9	地域包括支援センターのぎわ	17
10	地域包括支援センターみちのく	29
11	地域包括支援センター浪岡	10
合計		217